

「福祉用具センター活動室」使用に関する規程

1 目的

福祉用具センターが行う相談から改造製作事業を活かし、福祉用具を自主製作するグループや個人を支援することを目的に、「活動室」を福祉用具センター内に設置する。

2 役割

活動室は、次に掲げることを役割とする。

- (1) 福祉用具を自主製作するグループや個人の活動場所、活動のための道具の提供
- (2) 福祉用具センターによる福祉用具の製作等に関する専門的助言・指導
- (3) 福祉用具センターによる活動室に設置する工作道具等の使用に関する指導
- (4) その他活動室の設置目的を達成するための役割

3 利用時間等

利用時間

活動室の利用時間は、休所日を除く午前9時から午後5時までとする。

休所日

活動室の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

4 使用の承認

活動室を使用しようとするもの（以下、「使用者」という）は、滋賀県社会福祉協議会事務局長（以下、「事務局長」という）に申請し、その承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

事務局長は、使用者から申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは活動室の使用を承認しないことができる。

- (1) 県内に居住あるいは県内の事業所に勤務する以外のものから申請があったとき
- (2) 活動室の設備（工作機器等）を目的外に使用したり、損傷するおそれがあると認められるとき
- (3) 営利を目的として福祉用具を製作すると認められるとき
- (4) 活動室の設置目的に反すると認められるとき

事務局長は、使用を承認する場合においては、活動室の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

5 使用者の責任と遵守事項

活動室の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、活動室の使用にあたっては怪我等の事故に十分注意して使用すること。怪我等の事故があった場合は、その一切を利用者の責任とする。
- (2) 利用者は、施設もしくは展示物をき損し、または汚損しないこと。
- (3) 利用者は、故意に使用する設備をき損し、または汚損しないこと。
- (4) 他の利用者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 物品の販売を行わないこと。

(6) 所定の場所以外において、喫煙をしないこと。

(7) その他事務局長が指示する事項

6 使用の中止等

事務局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用の中止、または退去させることができる

(1) 活動室における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがある場合

(2) 活動室の設備（工作機器等）を目的外に使用したり、損傷するおそれがある使用をする場合

(3) 使用するグループが活動室を独占使用する場合

(4) その他活動室の管理上支障がある場合

7 使用料

活動室の使用は無料とする。

8 使用の手続き

(1) 活動室の使用申請をするものは、使用申請書を事務局長に提出することにより行わなければならない。

なお、グループでの使用を希望する場合は、グループ員の名簿を添付しなければならない。

(2) 前項の使用申請書には、怪我等の事故に備えて加入している保険等の写しを添付しなければならない。必要な保険等に加入していない場合は事務局長が指定する「ボランティア活動保険」に加入しなければならない。

9 施設等の変更の禁止

使用者は、活動室および設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。

10 原状回復の義務

使用者は、使用を終了したときは、その使用にかかる施設および設備を原状に回復しなければならない。使用の中止等を命じられたときも、同様とする。

付則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。